

# 合併市町村の過去の状況等

平成18年4月1日現在

## 1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	福岡町・津屋崎町合併協議会	設置年月日	平成14年12月1日
構成市町村名	福岡町、津屋崎町	廃止年月日	平成17年1月21日
合併協議会設置までの経過	平14. 8 津屋崎町の住民が福岡町を合併関係市町村とする合併協議会の設置を本請求。 平14. 11 2町の各議会で合併協議会設置議案を可決。		

## 2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成14年12月から平成17年1月までの間に17回の合併協議会が開催された。		
設置している小委員会名	①行財政小委員会、②住民生活小委員会、③建設産業小委員会、④教育文化小委員会、⑤新市(町)建設計画策定小委員会		
主な合併協 定項目(市 町村議会の 議決事項及 び合併市町 村の条例事 項)の協議 状況	合併の方式	福岡町及び津屋崎町を廃し、両町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。	
	合併の期日	合併の期日は、平成17年1月24日とする。	
	市町村の名称	新市の名称は、「福津市」とする。	
	事務所の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の主たる事務所の位置は、宗像郡福岡町中央一丁目1番1号とする。</li> <li>・現在の福岡町役場は福岡庁舎、現在の津屋崎町役場は津屋崎庁舎とする。将来の庁舎のあり方については、新市において検討する。</li> </ul>	
	財産の取扱い	両町が所有する財産、公の施設及び債権、債務は、全て新市に引き継ぐものとする。	
	議員定数・任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年を超えない範囲で引き続き新市の議会議員として在任する。</li> <li>・在任特例適用後の議会議員の定数については、20人とする。ただし、在任特例適用後最初の選挙に限り、定数は22人とする。</li> </ul>	
	農業委員会委員定数・任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市に一つの農業委員会を置き、両町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年を超えない範囲で引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。</li> <li>・農業委員会の選任による委員であった者は、合併の日の前日に失職し、新市において新たに農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した理事各1名及び議会が推薦した学識経験者5名以内で構成する。</li> <li>・在任特例適用後の農業委員会委員の定数については、選挙による委員16名、選任による委員7名以内とする。</li> </ul>	
	地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税は、標準税率を適用する。</li> <li>・法人市民税の法人税割は、福岡町の例による。ただし、津屋崎町においては、合併特例法第10条の規定を適用し、平成17年度(12.3%)、18年度(13.0%)、19年度(13.7%)、20年度(14.5%)とし、不均一課税とする。</li> <li>・固定資産税の土地評価方式及び宅地比準の評価割合については、福岡町の例により調整する。ただし、雑種地課税については、路線価に対して福岡町が70%から30%、津屋崎町が10%と差が大きいため、津屋崎町においては合併特例法第10条の規定を適用し、合併の日の翌年度から4年度(17年度～20年度)については、不均一課税とする。</li> <li>・軽自動車税の納期は、福岡町の例による。</li> <li>・入湯税は標準税率とし、新市の条例制定時に調整し、決定する。</li> <li>・前納報奨金は、合併時まで廃止する。</li> </ul>	
	事務組織・機構	新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効利用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ「新市における組織・機構の整備方針」に基づき順次段階を追って整備するものとする。	
	町名・字名の取扱い	両町の町又は字の区域は、現行どおりとする。 両町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。	
その他(地域審議会)	地域審議会は、設置しない。		
市町村建設計画の概要(計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等)	計画期間：合併の翌年度から10年間 基本理念：自然と共生し、人と地域が支えあう元気なまち 重点プロジェクト： (1) 自然と歴史の回廊整備プロジェクト (2) 新市の玄関口と地域を結ぶ交通体系の整備プロジェクト (3) コミュニティづくりとボランティアの推進プロジェクト 県事業：新市の一体性を高めるための県道整備事業、新市における農業・漁業の経営基盤を確立するための県営事業の推進等		

## 3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成14・15年度、本合併協議会に対して合併協議会支援交付金を交付
合併重点支援地域の指定	平成16年7月28日指定
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、地方課合併支援室企画主幹を派遣

国の財政支援措置		単位：億円	合併手続	
合併特例債	標準全体事業費(起債上限額)	132.0	年 月 日	手続内容等
	起債充当額(標準全体事業費の95%)	125.4	平成16年4月28日	市町村建設計画決定
	普通交付税算入額(起債充当額の70%)	87.8	平成16年5月6日	合併協議会における合併の可否の決定
	合併市町村振興基金の標準基金規模	10.2	平成16年5月28日	合併調印式
	起債充当額(標準基金規模の95%)	9.7	平成16年6月7日	市町村議会最終議決
	普通交付税算入額(起債充当額の70%)	6.8	平成16年7月12日	廃置分合申請
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税措置(合併補正)	3.8	平成16年8月11日	市制施行協議(県→国)
	特別交付税措置	5.7	平成16年8月25日	協議回答(国→県)
	合併市町村補助金	3.0	平成16年9月21日	県議会に議案提案
福岡県の財政支援措置		単位：億円	平成16年10月13日	県議会議決
福岡県市町村合併推進特例交付金	基本額	5.0	平成16年10月13日	県知事決定処分
	増加人口加算	0.0	平成16年11月12日	総務大臣告示

#### 4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	萩原 勇雄 (前津屋崎町助役)	任期：平17. 1. 24～平17. 3. 6
新市長	池浦 順文 (前福岡町長)	任期：平17. 3. 7～平21. 3. 6

#### 5 合併関係市町村等に関するデータ

##### (1) 人口・面積等

旧市町村名	国勢調査人口			住基人口 平16. 3. 31	H12国調 高齢化率 (%)	総面積 (平 成16. 10. 1) k m2	市町村 コード	類 型
	平2. 10. 1	平7. 10. 1	平12. 10. 1					
福岡町	36, 152	40, 111	41, 480	41, 943	17. 0	29. 43	403628	VIII-4
津屋崎町	13, 421	14, 033	14, 298	14, 275	23. 2	23. 28	403636	IV-4
計	49, 573	54, 144	55, 778	56, 218	18. 6	52. 71		

##### (2) 産業別就業人口 (平成12年国勢調査)

旧市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	
福岡町	537	2. 8	4, 458	23. 5	13, 852	73. 1	18, 945
津屋崎町	686	10. 5	1, 499	23. 0	4, 326	66. 4	6, 519
計	1, 223	4. 8	5, 957	23. 4	18, 178	71. 4	25, 464

##### (3) 市町村長、議員の任期等

旧市町村名	市町村長		市町村議会議員		職員数 (平15. 4. 1)		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計	
福岡町	平17. 11. 16	平19. 4. 29	20	233	32	265	
津屋崎町	平17. 1. 21	平19. 5. 1	16	85	15	100	
計			36	318	47	365	

##### (4) 財政指標

旧市町村名	標準財政規模 平15決算	経常収支比率 平15決算	財政力指数 (平13～15)	公債費負担比 率平15決算	起債制限比 率(3か年平均)	積立金現在高 平15決算 財調等 特定目的	土地開発公 社土地保有 高平15決算	ラスパイル ス指数 (平16. 4. 1)	
	(百万円)	(%)		(%)	(%)	(百万円)	(百万円)		
福岡町	6, 440	84. 4	0. 613	13. 7	8. 9	4, 205	1, 399	2, 240	97. 1
津屋崎町	2, 855	79. 1	0. 389	9. 5	2. 3	4, 289	1, 427	85	94. 6

##### (5) 主な広域行政等

旧市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	教育	広域計画等	退職手当	競艇	上水道
福岡町	玄界環境組合	宗像清掃施設 組合	北筑衛生施設 組合	宗像地区消防 組合	古賀市外 3ヶ町高等 学校組合	福岡都市圏 広域行政推 進協議会	福岡県市町村職 員退職手当組合	福岡都市圏 競艇等事業 組合 (福岡 市に事務の 委託)	宗像地区水 道企業団・ 福岡地区水 道企業団
津屋崎町									

##### 主な広域行政等つづき

旧市町村名	介護保険	公平委員会	自治会館の管 理運営	公務災害補 償	急患センター
福岡町	(町単独) 宗像市・福岡 町介護認定審 査会 (機関の 共同設置)	宗像地区事 務組合公平 委員会	宗像自治振興 組合	福岡県市町 村消防団員 等公務災害 補償組合	宗像自治振 興組合
津屋崎町	福岡県介護保険広域連合				

##### (6) 公営企業の設置状況

旧市町村名	上水道	公共下水道	簡水	特環下水道
福岡町	○	○	○	
津屋崎町	○	○		○

##### (7) 地域指定等

旧市町村名	都市計画区域	農村地域工業 等導入地区	工業再配置 誘導地域	農業振興地域	伝統的工芸 品指定地域	求職活動援 助地域	国定公園
福岡町	市街化区域	農工制度対象	誘 導	○	○	○	○
津屋崎町	用途指定	農工制度対象	誘 導	○		○	○

##### (8) 広域圏構想等

旧市町村名	快適生活圏構 想	福岡県市町村 合併推進要綱	広域行政圏	保健医療計画 (二次医療圏)	高齢者福祉 計画	ゴミ処理広 域化計画	公共下水道	総合農協 (現行)
福岡町	宗像・粕屋 ゾーンの一部	合併パターン A内	福岡大都市 周辺地域広 域行政圏内	宗像地区保健 医療圏内	宗像地区保 健福祉圏域 内	古賀・宗像 ブロック内	単独公共	宗像
津屋崎町								

## 6 県・国行政管轄区域等

### (1) 県の主な行政管轄区域等

旧市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区 (定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
福間町	宗像警察署	東福岡県税事務所	※宗像保健所	宗像保健福祉環境事務所	福岡農林事務所	北筑前地域農業改良普及センター	中央家畜保健衛生所	宗像土木事務所	宗像郡(1)
津屋崎町									

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

### (2) 国の主な行政管轄区域等

旧市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
福間町	福岡出張所	福岡東労働基準監督署	福岡東公共職業安定所	東福岡社会保険事務所	香椎税務署	0940	4区
津屋崎町							